

事例項目	建設工事における工事費算定根拠の誤りについて <予算計上時における積算根拠の確認が不十分であったこと>
事例発生日等	平成23(2011)年4月中旬
担当課	学校教育部 教育総務課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成22(2010)年度当初、事業計画で平成23(2011)年度における給食棟改修工事実施予定の東小学校を、浜町中央小学校に変更した。                  ②増築工事予定であったが、ドライシステム化の建替工事も視野に入れ、建替工事の概算額を算出し、比較検討することとした。積算については、同じドライシステムで建設中の本市統合中学校の給食棟(350㎡)の事業費を参考に1億2,000万円の概算金額を算出した。                  ③検討の結果、ドライシステム化の建替工事として事業を進めることとし、事業計画を増築工事から建替工事(規模も400㎡に変更)に差し替え、1億2,000万円を予算要求額として計上した。                  【平成22(2010)年11月9日】                  浜町中央小学校給食棟建替工事実施設計委託として、委託期間を平成23(2011)年3月31日までとして契約した。                  【平成23(2011)年3月下旬】                  委託業者は実施設計委託の成果品を提出した。                  【平成23(2011)年4月中旬】                  その成果品により、営繕住宅課が積算を精査した結果、当初の予算額に対し多額の不足があることが判明した。</p> <p>当時の対応</p> <p>・企画課、財政課と今後の対処について検討し、不足額の補正対応にて事業を進めることとした。                  【平成23(2011)年6月13日】                  門真市議会平成23年第2回定例会において補正予算を上程し、建設文教常任委員会へ付託された。                  【平成23(2011)年6月17日】                  建設文教常任委員会において、5702万8000円の多額の追加補正となった経緯について指摘あり、今回の件については、事の重大性に鑑み、門真市議会平成23年第3回定例会の建設文教常任委員会において、その再発防止策等について、報告を行うこととなった。                  【平成23(2011)年9月16日】                  建設文教常任委員会において、再発防止策等について報告を行った。</p>
発生原因	<p>①本来、建設工事を予算計上する際には、施設営繕課(当時)に詳細な積算金額算出を依頼すべきところを、統合中学校給食棟を参考に算出した概算金額の1億2,000万円を、予算要求額として提出したこと。また、この概算金額についても、PFI事業の落札率をもとに、給食棟の事業費を算出したものであり、適正な設計金額ではなかったこと。                  ②本工事の施工面積が400㎡としたにもかかわらず、参考とした統合中学校給食棟で施工面積である350㎡の概算金額を参考として予算計上していたこと。                  ③上記2点の判断ミスが、学校教育部管理職において詳細な確認が行われず、決裁が行われたこと。</p>
再発防止対策	<p>①学校・園の改修工事等の技術的要素のある業務を、担当グループのみの対応でなく、グループ制を活かし、対応できる専門職員を適宜応援させるなど体制強化に向けた改善を行う。                  ②事業計画提出時においては、工事費等の積算を行う営繕住宅課の合議を必ず経ることとし、積算額を厳重にチェックできる仕組みとした。</p>